わかりやすい
障害補償年金のしおり

令和8年度

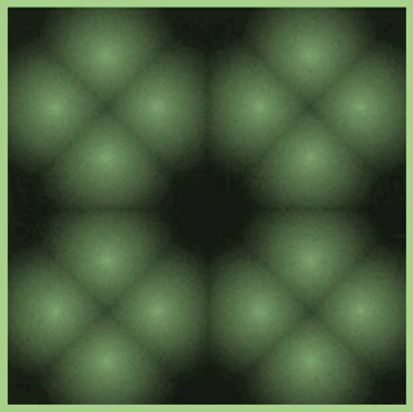

人事院職員福祉局補償課

【新規受給者の方へ】

　このしおりは、国家公務員災害補償法による障害補償年金を受ける方に、知っておいていただきたい年金の基本的な仕組みや、年金を受ける方のために必要な手続きについて説明しておりますので、ご一読ください。

　年金証書とともに保管いただきますよう、お願いいたします。

【継続受給者の方へ】

令和８年度に改定された主な給付は下記のとおりです。

✓年金たる補償に係る平均給与額に乗ずることとなるスライド率の改定

✓平均給与額の最低・最高限度額

✓介護補償の額

✓奨学援護金、就労保育援護金の額

「Ⅳ届出・報告などが必要な場合とその手続」とあわせて、ご確認をお願いいたします。

＜あなたの災害補償を担当する実施機関の連絡先です。＞

実施機関の担当部署	
担当部署の所在地	
担当部署の連絡先	
担当者氏名	

※　実施機関とは、公務上の災害（公務災害）又は通勤による災害（通勤災害）に対して、補償等の実施を行っている国の機関、行政執行法人及び日本郵政株式会社のことです。

目 次

Ⅰ　障害補償年金を受ける方に支給される給付の種類 …… 1

Ⅱ　年金の仕組み …… 6

1　障害補償年金とは（支給事由） …… 6

2　障害補償年金と障害特別給付金の算定方法 …… 7

3　障害補償年金が調整される場合 …… 11

4　年金の支払方法 …… 11

Q&A コーナー …… 12

（不時の出費があるので、年金の前借りはできないでしょうか。）

5　年金額の変更 …… 13

6　年金を受けることができなくなる場合 …… 14

7　年金とともに支払われる一時金

［障害特別支給金（一時金）と障害特別援護金（一時金）］ …… 15

Ⅲ　その他の給付等について …… 16

1　介護費用の援護を受けたい場合

［介護補償］ …… 16

2　学費、保育費の援護を受けたい場合

［奨学援護金］ …… 18

［就労保育援護金］ …… 19

3　在宅介護の援護を受けたい場合

［ホームヘルプサービス］ …… 20

4　特定の疾病等の診察等に要した費用の援護を受けたい場合

［外科後処置・アフターケア］ …… 22

5　義肢等の支給を受けたい場合

［補装具］ …… 24

6　リハビリに要した費用の援護を受けたい場合

［リハビリテーション］ …… 25

7　年金の一部を前払いで受けたい場合

［障害補償年金前払一時金］ …… 26

Ⅳ　届出・報告などが必要な場合とその手続き …… 27
1　年金証書を紛失又は損傷した場合 …… 27
2　氏名又は住所を変更した場合 …… 27
3　厚生年金、国民年金等の受給関係に変更を生じた場合 …… 27
4　第三者から損害賠償を受けた場合 …… 28
5　受給権者等の状況に変動があった場合 …… 29
6　定期報告 …… 30
7　必要のなくなった年金証書の取扱い …… 30

Ⅴ　不服申立て …… 31

[記入例]
・介護補償請求書 …… 33
・奨学援護金支給申請書 …… 34
・就労保育援護金支給申請書 …… 35
・福祉事業申請書 …… 36
・ホームヘルプサービス費用支給申請書 …… 37
・障害の現状報告書 …… 41
・奨学援護金、就労保育援護金の支給に係る現状報告書 …… 42

Ⅰ 障害補償年金を受ける方に支給される給付の種類（１）

（令和８年４月現在）

年金として支給される給付

障害補償年金

あなたの障害等級に応じ、1年につき平均給与額の313日～131日分の年金が支給されます。6ページ

障害特別給付金

災害発生前1年間に期末手当等の特別給を受けていた場合、1年につき以下の額の年金が支給されます。6ページ

障害補償年金の年額　×　特別給支給率（上限は20/100）

令和8年4月1日にスライド率及び最低・最高限度額が改定されました。
該当する方は支給されている年金・特別給付金の額に変更があります。
9,10ページ

一時金として支給される給付

障害特別支給金

あなたの障害等級に応じ、見舞金等として342万円～159万円が支給されます。15ページ

障害特別援護金

あなたの障害等級及び災害の区分に応じ、障害補償を受ける被災者の生活を援護するために、公務災害の場合は1,435万円～500万円、通勤災害の場合は845万円～290万円が支給されます。
15ページ

Ⅰ 障害補償年金を受ける方に支給される給付の種類(２)

重度被災職員に支給される給付

重度被災職員の日常生活の支援とその家族の負担を軽減するための事業です。

介護補償

あなたが障害等級第１級又は特定の第２級の障害により常時又は随時介護を要する状態にある場合、居宅で受ける介護の形態に応じた金額が毎月支給されます。

16 ページ

上限額は令和７年８月１日に、最低保障額は令和８年４月１日に金額が改定されました。

	〈改定前〉		〈改定後〉
常時介護：	１７７,９５０円～８５，４９０円	→	１８６,０５０円～９０，７９０円
随時介護：	８８,９８０円～４２，７００円	→	９２,９８０円～４５，４００円

奨学援護金

あなたの障害等級が第３級以上の場合で、あなたかあなたの子どもが在学する学校の学費を払うことが難しいときは、在学者１人について、学校の種類に応じた金額が毎月支給されます。

18ページ

令和８年４月１日に以下の学校の金額が改定されました。

	〈改定前〉		〈改定後〉
中学校等	：２１,０００円	→	２６,０００円
高等学校等	：２０,０００円	→	３３,０００円

（令和８年４月現在）

就労保育援護金

あなたの障害等級が第３級以上の場合で、あなたかあなたの家族の方が未就学の子どもを保育所等に預けて働きに出るため、保育費用の援助が必要とされるときは、保育児１人につき毎月定額が支給されます。 19ページ

令和８年４月１日に金額が改定されました。
〈改定前〉　　〈改定後〉
８，０００円　→　１３，０００円

ホームヘルプサービス

あなたの障害等級が第３級以上の場合で、自宅においてホームヘルパーによる介護等のサービスを希望される方は、実施機関へ申請することにより、一定の自己負担額の下で在宅介護サービスを受けることができます。 20ページ

Ⅰ 障害補償年金を受ける方に支給される給付の種類(3)

一定の要件を満たす場合に支給される給付

外科後処置、アフターケア

特定の疾病等に必要な診察、治療等の処置の実施又はその費用が支給されます。 22ページ

補　装　具

補装具が必要であると認められる場合には、一定の基準の範囲内で、義肢、義眼、補聴器等が支給されます。 24ページ

（令和８年４月現在）

リハビリテーション

社会復帰のための身体的機能の回復等に必要な訓練の実施又はその費用が支給されます。 25ページ

障害補償年金前払一時金

年金の前払いを受けたい旨を一定期間内に申し出た場合、あなたの障害等級に応じ平均給与額の1，340日分～200日分の範囲内で選択する額が一時金で支給されます。 26ページ

※それぞれの給付の詳細については次ページ以降をご覧ください。

Ⅱ 年金の仕組み

1 障害補償年金とは（支給事由）

障害補償年金は、公務災害又は通勤災害による傷病（けがや病気）が**治癒し、その後に残った障害の程度が障害等級第１級～第７級となる方**に支給されます。（(注)参照）。

また、障害補償年金を受ける方のうち、災害発生前の１年間に期末手当等の特別給を受けていた方には、障害特別給付金が支給されます。

療養期間と支給が行われる補償の種類との関係を図に示すと、以下のようになります。

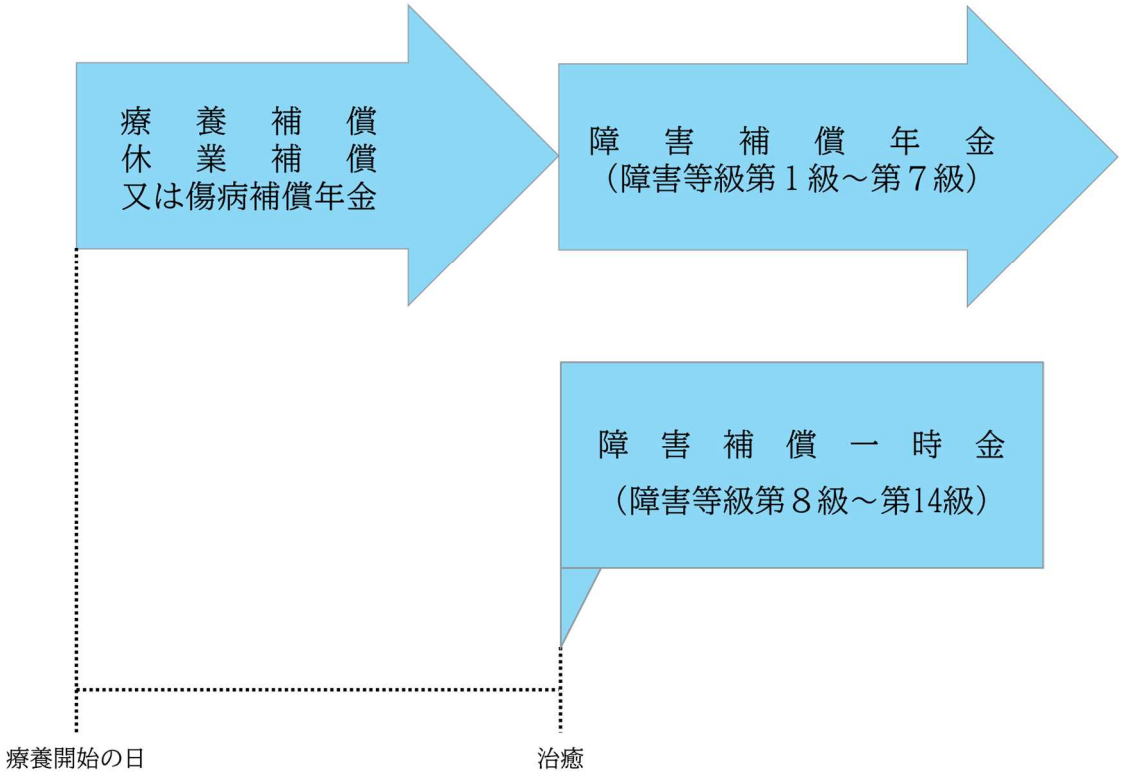

（注）「治癒」とは、全く元の健康状態に回復した場合（いわゆる完治）だけをいうのではなく、その症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった場合も含まれます。例えば、治療の結果、疼痛や倦怠感等が残っていて、医師の治療を受けている場合であっても、その経過が慢性的であり、治療内容もいわゆる対症療法のみであるときは、治癒として取り扱われます。

2 障害補償年金と障害特別給付金の算定方法

障害補償年金と障害特別給付金（災害発生前の１年間に期末手当等の特別給を受けていた場合に支給されます。）の年額は、障害等級に応じて次のとおりとなっています。

障害補償年金

障害等級	障害補償年金の年額
第１級	平均給与額(※1) × ３１３日
第２級	平均給与額 × ２７７日
第３級	平均給与額 × ２４５日
第４級	平均給与額 × ２１３日
第５級	平均給与額 × １８４日
第６級	平均給与額 × １５６日
第７級	平均給与額 × １３１日

障害特別給付金

障害等級	障害特別給付金の年額
第１級	平均給与額 × ３１３日 × 特別給支給率(※2)
第２級	平均給与額 × ２７７日 × 特別給支給率
第３級	平均給与額 × ２４５日 × 特別給支給率
第４級	平均給与額 × ２１３日 × 特別給支給率
第５級	平均給与額 × １８４日 × 特別給支給率
第６級	平均給与額 × １５６日 × 特別給支給率
第７級	平均給与額 × １３１日 × 特別給支給率

障害補償年金と障害特別給付金の年額に 100 円未満の端数が生じたときは、50 円未満の端数はこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数についてはこれを 100 円に切り上げます。

※１．平均給与額とは

①計算方法

平均給与額とは、障害補償年金等の給付額を算定する際に用いられる被災職員の１日当たりの給与額です。障害補償は、公務災害又は通勤災害に起因する障害によって生じた一般的な労働能力の喪失又は減少に伴う損失を補填するものであるため、被災職員の稼得能力を表す平均給与額を用いて、補償額を決定しています。

平均給与額は、原則として、

災害発生日前の３月間に支払われた総給与をその期間の総日数で割って求めます。

例えば、６月に被災した場合、被災した月の前３月間である３月、４月、５月分の給与を使って平均給与額を算定します。

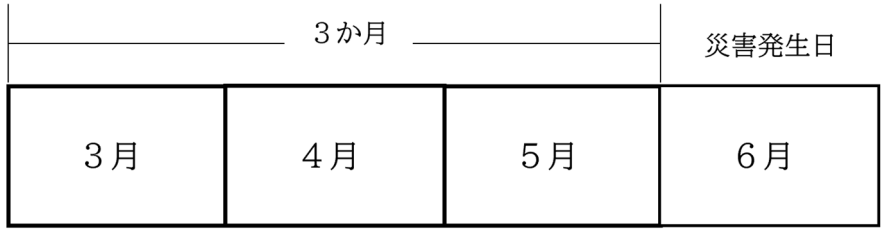

$$\frac{\text{３月分給与}}{\text{３１日}} + \frac{\text{４月分給与}}{\text{３０日}} + \frac{\text{５月分給与}}{\text{３１日}} = \text{平均給与額}$$

②平均給与額のスライド

障害補償年金と障害特別給付金の年金額算定に当たっては、給付額の実質的価値を確保するため、**治癒した日の属する年度の翌々年度**からは、①で算出した当初の平均給与額に**スライド率を乗じて得た額を新たな平均給与額とします**（スライド率は毎年４月に改定されます。）。

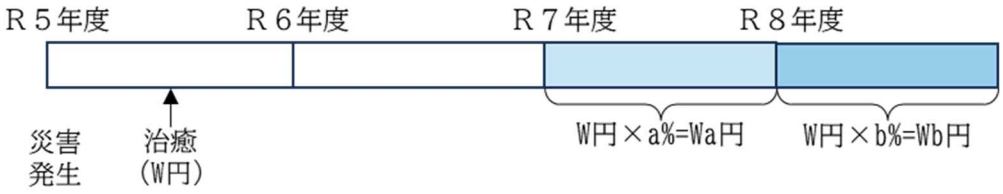

（参考）　令和８年４月以降の年金たる補償の支給額算定に当たり、当初の平均給与額に乗じることとなるスライド率は、次のとおりです（毎年４月に改定されます。）。

年金の支給事由が生じた日	スライド率（単位％）
昭和60年６月30日以前	158 （国の経営する企業に勤務していた方については、150）
昭和60年７月１日から昭和61年３月31日まで	150
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	146
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	144
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	140
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	136
平成２年４月１日から平成３年３月31日まで	130
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	126
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	121
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	118
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	116
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	114
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	112
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	110
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	108
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	106
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	105
平成13年４月１日から平成14年３月31日まで	105
平成14年４月１日から平成15年３月31日まで	107
平成15年４月１日から平成16年３月31日まで	108
平成16年４月１日から平成17年３月31日まで	108
平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	109
平成18年４月１日から平成19年３月31日まで	109
平成19年４月１日から平成20年３月31日まで	108
平成20年４月１日から平成21年３月31日まで	108
平成21年４月１日から平成22年３月31日まで	109
平成22年４月１日から平成23年３月31日まで	109
平成23年４月１日から平成24年３月31日まで	109
平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	109
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで	109
平成26年４月１日から平成27年３月31日まで	109
平成27年４月１日から平成28年３月31日まで	108
平成28年４月１日から平成29年３月31日まで	108
平成29年４月１日から平成30年３月31日まで	108
平成30年４月１日から平成31年３月31日まで	108
平成31年４月１日から令和２年３月31日まで	108
令和２年４月１日から令和３年３月31日まで	108
令和３年４月１日から令和４年３月31日まで	108
令和４年４月１日から令和５年３月31日まで	108
令和５年４月１日から令和６年３月31日まで	106
令和６年４月１日から令和７年３月31日まで	104

③最低・最高限度額

障害補償年金と障害特別給付金の年金額算定に用いられる平均給与額には、被災職員の年齢に応じて最低・最高限度額が決められています。これにより、上記①又は②による平均給与額が、最低限度額より低いときには最低限度額を、最高限度額より高いときには最高限度額を年金額算定に当たって用いる平均給与額とします。この最低・最高限度額は、一般勤労者全体の年齢階層別の賃金実態等を考慮して定められており、毎年見直しを行っています。

（参考）　令和８年度の年金額算定に用いられる平均給与額の最低限度額と最高限度額は、次のとおりです（毎年４月に改定されます。）。

令和8年4月1日における あなたの年齢	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	5,799	14,597
20歳以上25歳未満	6,260	14,597
25歳以上30歳未満	6,874	16,191
30歳以上35歳未満	7,157	19,610
35歳以上40歳未満	7,534	22,499
40歳以上45歳未満	7,697	24,084
45歳以上50歳未満	8,007	26,238
50歳以上55歳未満	7,821	26,868
55歳以上60歳未満	7,536	27,949
60歳以上65歳未満	6,450	23,237
65歳以上70歳未満	4,400	17,755
70歳以上	4,400	14,597

※２．特別給支給率とは

特別給支給率とは、災害発生日前の１年間について、

$$\frac{\text{期末手当等の特別給}}{\text{平均給与額の算定の基礎となる給与の総額}}$$

で求められる比率をいいます。特別給支給率の上限は20/100となっており、常勤職員の場合は、上限率が適用されます。

3 障害補償年金が調整される場合

同一の障害について、障害補償年金と**下表の左欄にある年金を同時に受けることとなった場合、下表の右欄に示す調整率により障害補償年金の額は減額されます。**この場合、７ページに示した障害補償年金の年額に調整率を乗じて得た額を 100 円単位で端数処理した額が、調整後の障害補償年金として支払われることとなります。

ただし、**障害特別給付金は減額されません。**

なお、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法等に基づいて支給される障害共済年金を受給している場合など、**共済側で調整が行われるときは、障害補償年金は減額されません。**

受けている年金	調整率
厚生年金保険の障害厚生年金と 国民年金の障害基礎年金	0.73
厚生年金保険の障害厚生年金	0.83
国民年金の障害基礎年金 （共済側で調整される場合を除く。）	0.88
旧船員保険の障害年金	0.74
旧厚生年金保険の障害年金	0.74
旧国民年金の障害年金	0.89

（注）　国家公務員災害補償法第２０条の２に規定する特別公務災害の場合等は別の調整率が適用されます。

4 年金の支払方法

障害補償年金と障害特別給付金は、６ページで述べた支給事由が生じた月の翌月分から支給されますが、受給権者（障害補償年金を受ける方のことをいいます。）に対して実際に年金が支払われる時期は、

毎年２月、４月、６月、８月、１０月、１２月の年６回

となっています。各支払期月においては、それぞれその前月までの２か月分の年金が支払われます。例えば、12 月には年金の年額のうち 10 月、11 月の２か月分（年金年額の６分の１で１円未満の端数は切り捨てます。）が支払われることとなります。

なお、年金を支給する原因となった負傷が第三者加害による交通事故等の場合で、

加害者から逸失利益として障害補償年金の支給よりも先に損害賠償を受けたときは、障害補償年金の支給が一定期間停止されます（障害特別給付金の支給は停止されません。）。

＜例＞

● 受領済の損害賠償額が災害発生後７年以内に支給される障害補償年金の額より大きい場合

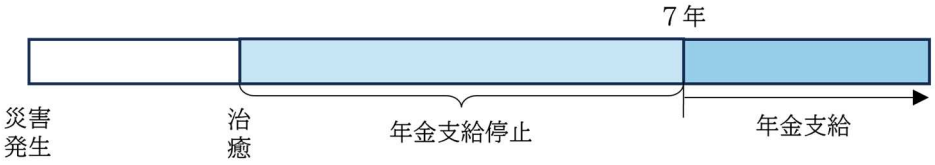

● 受領済の損害賠償額が災害発生後７年以内に支給される障害補償年金の額より小さい場合

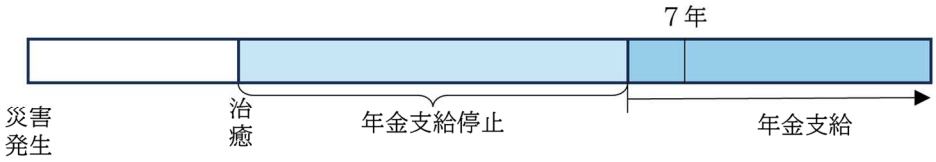

（注）上記例における「７年」とあるのは、災害発生が平成２５年３月３１日以前の場合には、「３年」となります。

Q&A コーナー

Q.　不時の出費があるので、年金の前借りはできないでしょうか。

A.　年金支給開始前又は年金の支給決定通知を受けてから１年以内であれば、実施機関へ申し出ることにより、障害等級に応じて平均給与額の 1,340 日分～200 日分に相当する額の年金の前払いを受けることができます。ただし、その申出は１回に限られており、前払いを受けた後は、その前払いを受けた額に応じた期間、障害補償年金の支給が停止されます（２６ページ参照）。

なお、年金を受ける権利を借金の担保に供することは、認められておらず、年金の受給権を他人に譲り渡すことも法律で禁止されています。

5 年金額の変更

次の**1.**又は**2.**に該当する場合には、年金額が変更されます。

1. 障害等級に変更があった場合

認定されたときの障害の程度が軽減又は悪化したことにより、障害等級第１級～第７級の範囲内で等級に変更があった場合は、変更があった月の翌月から、変更後の障害等級に応じた日数による障害補償年金と障害特別給付金が支給されます。

なお、この場合には、所定の届出（２９ページ参照）を行う必要があります。

2. 平均給与額が改定された場合（８ページ参照）

①国家公務員の給与の変動に伴う改定（スライド）

治癒した日の属する年度の翌々年度以降については、初めに決められた平均給与額に前年度の一般職の国家公務員の給与水準の変動に応じて**毎年４月に改定**されるスライド率を乗じて得た額が新たな年金額の算定に用いる平均給与額となります。

これにより障害補償年金と障害特別給付金の年金額の再計算が行われます。

②最低・最高限度額の変更に伴う改定

年金額の算定に用いる平均給与額は、一般勤労者全体の年齢階層別の賃金実態等を考慮して定められている年齢階層ごとに設けた**最低・最高限度額（毎年４月に改定）**によって修正されることがあります。

（令和８年４月以降の年金額の算定に用いる平均給与額に乗じるスライド率及び令和８年度に適用される最低・最高限度額は９，１０ページ参照）

6　年金を受けることができなくなる場合

次の**1.～3.**に該当する場合には、障害補償年金と障害特別給付金を受ける権利を失い、これらの年金の支払は**権利を失った月の分までで終了します。**

この場合には、所定の届出（２９ページ参照）を行う必要があります。

1. 認定されたときの障害の程度が軽減し、障害等級第1級～第7級に該当しなくなった場合

軽減した後の障害の程度が、障害等級第８級～第１４級であるときには、障害補償一時金と障害特別給付金（一時金）が支給されます。

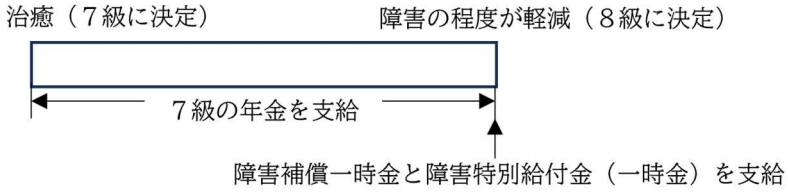

2. 治癒した後に、病気やけがが再発し、再び療養(診察や治療など)を必要とするようになった場合

障害補償年金の支給が打ち切られ、療養を再開した日から療養補償が支給されます。

また、療養のため勤務することができない状態であるとされ、さらに、その間の給与の全部又は一部を受けないときは、休業補償と休業援護金が支給されます。

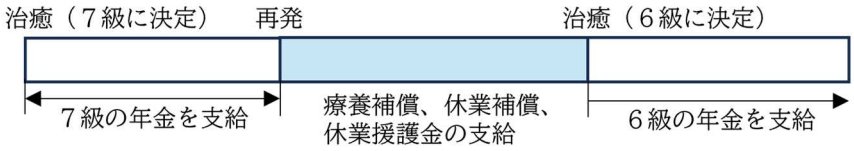

3．障害補償年金を受けている方が亡くなった場合

次ページの表のそれぞれの障害等級に応じた額（年金の支給最低保証額）に、既に支給された障害補償年金の合計額が満たない場合は、その差額が障害補償年金差額一時金として遺族の方に支給されます。また、同様の方法により障害差額特別給付金も支給されます。

〈障害補償年金の支給最低保障額〉

障害等級	額
第 1 級	平均給与額 × 1,340日
第 2 級	平均給与額 × 1,190日
第 3 級	平均給与額 × 1,050日
第 4 級	平均給与額 × 920日
第 5 級	平均給与額 × 790日
第 6 級	平均給与額 × 670日
第 7 級	平均給与額 × 560日

この場合において、死亡が公務災害又は通勤災害によるものと認められるときには、遺族の方に遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給されます。

また、神経系統、精神又は胸腹部臓器の障害により、常に又は随時介護を要する者として傷病補償年金又は障害補償年金の第１級又は第２級を１０年以上にわたり受けてきた方が、公務災害又は通勤災害によらずに亡くなった場合については、一定の要件を満たす遺族の方に、**長期家族介護者援護金**として１００万円（一時金）が支給されます。

7 障害特別支給金（一時金）と障害特別援護金（一時金）

障害補償年金の受給権者には、該当する障害等級や災害の種類に応じて、それぞれ次の額が一時金として支給されます。

障害等級	障害特別支給金の額	障害特別援護金の額	
		公務災害の場合	通勤災害の場合
第 1 級	342万円	1,435万円	845万円
第 2 級	320万円	1,395万円	820万円
第 3 級	300万円	1,350万円	790万円
第 4 級	264万円	865万円	500万円
第 5 級	225万円	745万円	430万円
第 6 級	192万円	620万円	360万円
第 7 級	159万円	500万円	290万円

（注）　傷病特別支給金の支給を受けた場合は、上の表に掲げる障害特別支給金の額から傷病特別支給金の額を差し引いた額が支給されます。

Ⅲ その他の給付等について

年金以外に、次のような給付があります（金額は令和８年４月現在）。

1 介護補償

障害等級第１級又は以下の①のiiに定める「随時介護を要する状態」に該当する障害等級第２級の受給権者が、親族又はホームヘルパー等から介護を受けた場合、月を単位として介護補償が支給されます。

ただし、**受給権者が病院・診療所に入院している場合、又は介護老人保健施設・介護医療院・特別養護老人ホーム等に入所している場合には、介護補償の支給は行われません。**

介護補償の支給額は、受給権者の要介護状態の区分及び受けた介護の形態に応じて定められています。

①要介護状態の区分

受給権者の有している障害に応じて、要介護状態は「常時介護を要する状態」と「随時介護を要する状態」の２区分に分けられますが、どの区分に該当するか分からない場合は、実施機関の担当部署に照会してください。

ⅰ「常時介護を要する状態」にあるとされる方は、次のア～ウのいずれかに該当する方です。

ア　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する障害を有する方（障害等級第１級第３号に該当する方）

イ　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する障害を有する方（障害等級第１級第４号に該当する方）

ウ　障害等級第１級に該当する障害で、ア又はイと同程度の介護が必要とされる障害を有する方

ⅱ「随時介護を要する状態」にあるとされる方は、次のア～ウのいずれかに該当する方です。

ア　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要する障害を有する方（障害等級第２級第３号に該当する方）

イ　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要する障害を有する方（障害等級第２級第４号に該当する方）

ウ　ⅰの「常時介護を要する状態」に該当しない障害等級第１級の障害を有する方

②支給額

介護補償の支給額（月額）は、①で述べた要介護状態の区分ごとに、受けた介護の形態に応じて以下のとおりとなっています。

介護の形態 / 要介護状態	親　族　介　護	他人による有償介護
常　時　介　護	90,790円（最低保障額）	実費額（上限額186,050円）
随　時　介　護	45,400円（最低保障額）	実費額（上限額 92,980円）

（注１） 実費額とは、ホームヘルパー等の介護人から有償で介護を受けた場合に、当該介護人を雇用するために要した費用(介護人の賃金、交通費、紹介手数料等)をいいます。

（注２） **親族介護に対する介護補償は、介護開始月については支給されずに、翌月から支給されることとなります。**

（注３） 同一月内に親族介護と他人による有償介護の両方を受けた場合には、親族介護の場合における定額か他人から介護を受けるために要した実費額のいずれか高い方の額を支給します（ただし、介護開始月は他人から介護を受けるために要した実費額を支給します。）。

③手 続

介護補償請求書
（翌月に原則として月単位で提出）

☆　必要書類を添付―（注）参照

↓

支給額の決定、通知の送付　※

（注）ア 常時又は随時介護を要する状態にあることを証明する医師等の証明書又はその写し

イ 介護を受けた年月日、時間、費用を証明できる書類（実際に要した介護費用の額を請求する場合）

ウ 親族等から介護を受けたことを認めることができる書類（親族等から費用を支出せずに介護を受けた場合）

ア及びウについて変更がない場合は第２回目以降の請求においては添付の必要がありません。

☆：職員→実施機関　　※：実施機関→職員

（記入例は巻末に添付しています。）

2-1 奨学援護金

①支給要件

障害等級第３級以上である受給権者が、下の支給要件のア及びイの両方に当てはまる場合には、奨学援護金が支給されます。

ア　受給権者又は受給権者の子で受給権者と生計を同一にしている者が、②の表の左の欄に掲げる学校に在学している場合

イ　学資等の支払いが困難である場合

（注１）　平均給与額が 16,000 円以下となったことのない方には、奨学援護金は支給されません。

（注２）　令和４年４月１日以降は、国又は地方公共団体等が設置している施設（海上技術学校等）も支給対象となりました。詳細については、実施機関までお問い合わせください。

②支給額

支給額は、在学している学校の種類に応じ、在学者１人につき下表のように月額で定められています。

学校の種類	奨学援護金の月額
小　学　校　等	16,000円
中　学　校　等	26,000円
高 等 学 校 等	33,000円
大　　学　　等	39,000円

（注）大学院、専修学校、公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校等に在学している場合にも、支給されます。

支払時期は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月、１２月の年６回で、それぞれその前月までの２か月分が支払われます。

③手 続

奨学援護金支給申請書　☆　必要書類を添付―（注）参照

↓

支給額の決定、通知の送付　※

（注）ア　在学証明書（公共職業能力開発施設等に在校する場合は、在校証明書）

イ　生計同一関係を証明できる書類（住民票等）

☆：職員→実施機関　　※：実施機関→職員

（記入例は巻末に添付しています。）

2-2 就労保育援護金

①支給要件

障害等級第３級以上である受給権者が、下記の支給要件のア又はイのいずれかに該当し、保育の費用を援護する必要があると認められる場合には、就労保育援護金が支給されます。

ア　未就学の子（受給権者の子に限ります。）と生計を同じくしている受給権者が就労するため、その子を保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園や私設の託児施設等に預ける場合

イ　受給権者と生計を同じくしている方（例えば、配偶者）が就労するため、未就学の子（受給権者と生計を同じくしている受給権者の子に限ります。）を保育所、幼稚園や私設の託児施設等に預ける場合

（注）平均給与額が 16,000 円以下となったことのない方には、就労保育援護金は支給されません。

②支給額

支給額は、預けている子１人につき月額 **13,000 円**です。

支払時期は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月、１２月の年６回で、それぞれその前月までの２か月分が支払われます。

③手 続

就労保育援護金支給申請書　☆　必要書類を添付―（注）参照

↓

支給額の決定、通知の送付　※

（注）ア　就労していることを証明できる書類（組合員証等）

イ　保育所等に預け、預けられていることを証明できる書類

ウ　生計同一関係を証明できる書類（住民票等）

☆：職員→実施機関　　※：実施機関→職員

（記入例は巻末に添付しています。）

3 ホームヘルプサービス

障害等級第３級以上である受給権者が、自宅においてホームヘルパーによる介護等のサービスを必要とされる場合には、実施機関へ申請することにより、一定の自己負担額の下で在宅介護サービスを受けることができます。サービスの種類等については、以下のとおりです。

①サービスの種類

次の２種類のサービスがあります。

ア　介護サービス（入浴、食事等の介護その他必要な身体の介護）

イ　家事援助サービス（調理、衣類の洗濯その他必要な家事援助）

②利用回数

利用できる回数は、原則として１週間につき、介護サービスと家事援助サービスを併せて３回（１回につき３時間）以内で、利用できる時間帯は、原則として午前７時から午後７時までの間です。

③自己負担額（人事院が協定を締結している有料職業紹介所を利用した場合）

１回（３時間）当たりの自己負担額は、地域別に以下のとおりです。

適用時間帯別料金（自己負担額）　（単位：円）

適用地域（都道府県）	区分	午前9時～午後5時	午前9時前又は午後5時後の利用時間を1時間含む場合	午前9時前又は午後5時後の利用時間を2時間含む場合	土・日・祝日の午前7時～午後7時
埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡	A	1,950	2,115	2,280	2,445
	B	1,140	1,230	1,335	1,425
栃木、茨城、群馬、新潟、富山、山梨、長野、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良	A	1,800	1,950	2,100	2,250
	B	1,050	1,140	1,230	1,320
北海道、宮城、福島、石川、岐阜、和歌山、鳥取、岡山、広島、沖縄	A	1,710	1,860	1,995	2,145
	B	990	1,080	1,155	1,245
秋田、山形、福井、島根、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分	A	1,620	1,755	1,890	2,025
	B	930	1,005	1,080	1,155
青森、岩手、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島	A	1,530	1,665	1,785	1,920
	B	900	975	1,050	1,125

（注）「区分」欄のＡは介護サービスを、Ｂは家事援助サービスを示します。

④手 続（人事院が協定を締結している有料職業紹介所を利用した場合）

福祉事業申請書提出 ☆

↓

承認決定通知の送付 ※

↓

ホームヘルプサービス費用支給申請書と介護券（１か月分）を送付（毎月） ※

↓

有料職業紹介所に申込み

・原則として紹介希望日の３日前までに紹介所への連絡をお願いします。

↓

サービス（介護券と引き換え）

↓

前月分のホームヘルプサービス費用支給申請書を実施機関に提出―毎月10日まで ☆

（利用料金のうち、自己負担分を介護人に支払い、実施機関負担分は介護人又は有料職業紹介所に支払うか受領を委任します。）

以後中止の申出が行われるまで、１か月ごとに介護券が送られてきます。

☆：職員→実施機関　　※：実施機関→職員

（記入例は巻末に添付しています。）

〈人事院が協定を締結している有料職業紹介所について〉

人事院が協定を締結している有料職業紹介所の利用を希望される方は、ご自宅近くの有料職業紹介所をご案内いたしますので、下記までお問い合わせください。

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

0120-041-817（フリーダイヤル）　平日／午前９時 ～ 午後５時（土・日・祝日を除きます。）

https://kanka.or.jp/

4 外科後処置・アフターケア

傷病が治癒した後には、治療等の処置が療養補償の対象とされることはありませんが、特定の疾病等の場合には、一定の範囲内で、治癒後の処置が外科後処置又はアフターケアとして認められます。

1. 外科後処置

①支給要件

義肢装着のための断端部の再手術・醜状軽減のために処置・義眼の装かん・局部神経症状の軽減のための処置等が必要であると認められる場合には、全国３２か所の労災病院（吉備高原医療リハビリテーションセンター、北海道せき損センター及び総合せき損センターを含む。）において、必要な処置を一定の範囲で受けることができます。

②手 続

福祉事業申請書提出　☆　必要書類を添付―（注）参照

↓

承認決定通知、外科後処置費用支給申請書の送付　※

↓

外科後処置費用支給申請書提出　☆

（注） 外科後処置を必要と認める医師の意見書

☆：職員→実施機関　　※：実施機関→職員

2．アフターケア

①支給要件

外傷による脳の器質的損傷を受けた方などで、アフターケアが必要であると認められる場合には、必要な処置に関する費用が一定の範囲で支給されます。

〈アフターケアの対象となる方〉

a. 外傷による脳の器質的損傷を受けた方
b. 頭頸部外傷症候群(むちうち症)の方
c. 頸肩腕障害の方
d. 一酸化炭素中毒症の方
e. 腰痛の方
f. 減圧症の方
g. 脊髄を損傷された方
h. 尿道狭さくの方又は尿路変向術を受けた方
i. 白内障等の眼疾患の方
j. 慢性のウイルス肝炎の方
K. 慢性化膿性骨髄炎の方
l. 振動障害の方
m. 人工関節又は人工骨頭に置換した方
n. 大腿骨頸部骨折又は股関節脱臼若しくは脱臼骨折した方
o. 心・血管疾患にり患した方又はペースメーカー若しくは除細動器を植え込んだ方
p. 尿路系腫瘍を有する方
q. 熱傷の方
r. 脳血管疾患にり患した方
s. 有機溶剤中毒等により脳に器質的損傷が生じた方
t. 外傷により末梢神経を損傷した方
u. 精神疾患にり患した方
v. 心臓弁を損傷した方、心膜の病変を有する方、人工弁に置換した方又は人工血管に置換した方
w. 呼吸機能障害を有する方
x. 消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害若しくは膵機能障害を有する方又は消化器ストマを造設した方

②手 続

福祉事業申請書提出 ☆ 必要書類を添付―（注）参照

↓

承認決定通知、アフターケア費用支給申請書の送付 ※

↓

アフターケア費用支給申請書提出 ☆

（注） アからオに掲げる方については、アフターケアを特に必要とする旨の医師の意見書

ア 脊髄を損傷した方で障害の程度が障害等級第４級以下の等級に該当する方
イ 白内障等の眼疾患を有する方で障害等級に該当する障害がある方以外の方
ウ 大腿骨頸部を骨折した方、股関節を脱臼した方、股関節を脱臼骨折した方で障害等級に該当する障害がある方以外の方
エ 心・血管疾患にり患した方、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒症を除く。）により脳に器質性障害が生じた方で障害等級第１０級以下の等級に該当する方
オ 精神疾患にり患した方

☆：職員→実施機関 ※：実施機関→職員

5 補装具

①支給要件

補装具が必要であると認められる場合には、一定の基準の範囲内で、次の補装具の支給を受けることができます。支給された補装具が壊れたり、合わなくなったりした場合には、修理又は再支給されます。

〈補装具の種類〉

義肢・装具・義眼・眼鏡・補聴器・人工喉頭・車椅子・収尿器・歩行補助 つえ・盲人安全つえ・点字器・電動車椅子・歩行車・かつら・じょくそう 予防用敷布団・介助用リフター・フローテーションパッド（車椅子用）・ ギャッチベッド等

②手 続

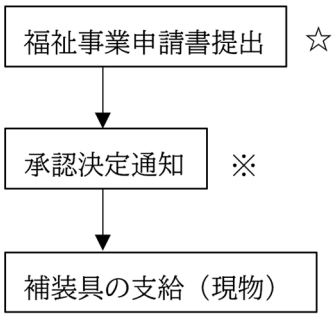

☆：職員→実施機関　　※：実施機関→職員

- 補装具の支給、修理又は再支給のため旅行する場合は、必要な旅行費が支給されます。旅行費の支給を受けるためには、**旅行費支給申請書**を提出することが必要です。

6 リハビリテーション

①支給要件

社会復帰のため身体的機能の回復等の措置が必要であると認められる方には、機能訓練又は職業訓練その他相当と認められる訓練に要する費用（訓練指導料、宿泊料、食事料、旅行費等）が一定の範囲内で支給されます。

②手 続

福祉事業申請書提出 ☆

↓

承認決定通知、リハビリテーション費用支給申請書の送付 ※

↓

リハビリテーション費用支給申請書提出 ☆

☆：職員→実施機関　　※：実施機関→職員

- リハビリテーションを受けるために旅行する場合は、必要な旅行費が支給されます。旅行費の支給を受けるためには、**旅行費支給申請書**を提出することが必要です。

7 障害補償年金前払一時金

障害補償年金の受給権者は、年金の支給に代わる前払金として、障害補償年金前払一時金の支給を申請することができます。

障害補償年金前払一時金の支給の申出は、原則として年金の最初の支払いに先立って行われなければなりませんが、既に年金の支払いを受けた後であっても、**障害補償年金の支給決定に関する通知のあった日の翌日から１年以内**であれば、申し出ることができます（障害補償年金前払一時金請求書提出）。ただし、支給の申出は一つの災害について１回に限られています。

障害補償年金前払一時金として支給される額は、障害等級に応じて定められた限度額又は限度額の範囲内で平均給与額の 1,200 日分、1,000 日分、800 日分、600 日分、400 日分、200 日分に相当する額のうちから、受給権者が選択した額です（限度額については下表参照）。

この障害補償年金前払一時金の支給を受けた場合は、支給されるべき障害補償年金の合計額が、**この前払一時金の額に達するまでの間、障害補償年金の支給が停止されます**（障害特別給付金の支給は停止されません。）。

〈障害補償年金前払一時金の限度額〉

障害等級	額
第 1 級	平均給与額 × 1,340日
第 2 級	平均給与額 × 1,190日
第 3 級	平均給与額 × 1,050日
第 4 級	平均給与額 × 920日
第 5 級	平均給与額 × 790日
第 6 級	平均給与額 × 670日
第 7 級	平均給与額 × 560日

Ⅳ 届出・報告などが必要な場合とその手続

年金を正しく受け取るためには、いろいろな手続が必要です。次の１～６に当てはまる場合には、実施機関へ問い合わせるなどして、速やかに手続を行ってください。

1 年金証書を紛失又は損傷した場合

年金証書は、年金を受けるための大切な証明書です。

年金証書を紛失したり、著しく損傷したときは、速やかに実施機関へ再交付の請求をしてください。

2 氏名又は住所を変更した場合

受給権者が氏名や住所を変更した場合には、それぞれ必要な書類を添えて速やかに実施機関へ届け出てください。

届出をする場合	添付すべき書類
氏名を変更した場合	戸籍謄本（又は戸籍抄本）
住所を変更した場合	住民票

3 厚生年金、国民年金等の受給関係に変更を生じた場合

同一の障害によって、障害補償年金と次の①～⑥に掲げる年金を受ける場合には、障害補償年金の額が減額調整されます（共済側で調整される場合を除きます。）。

①厚生年金保険の障害厚生年金と国民年金の障害基礎年金
②厚生年金保険の障害厚生年金
③国民年金の障害基礎年金
④旧船員保険の障害年金
⑤旧厚生年金保険の障害年金
⑥旧国民年金の障害年金

これらの年金の受給関係について変更があったときは、それぞれ下表に定める届出事項を記載した書面により、速やかに実施機関へ届出を行ってください。

厚生年金・国民年金等の受給関係に変更があった場合、書面での届出が必要な事項

受給関係の変更	書面での届出事項
新たに年金が支給されることとなった場合	支給されることとなった年金の ・名称 ・年額 ・支給開始年月 ・年金証書の記号と番号 ・所轄年金事務所の名称 （又は所轄市町村名）
現に受けている年金の額が改定されることとなった場合	額が改定された年金の ・名称 ・改定後の年額 ・改定された年月 ・年金証書の記号と番号 ・所轄年金事務所の名称 （又は所轄市町村名）
現に受けている年金が支給されなくなった場合	支給されなくなった年金の ・名称 ・支給されなくなった年月 ・年金証書の記号と番号 ・所轄年金事務所の名称 （又は所轄市町村名）

4　第三者から損害賠償を受けた場合

災害が交通事故等のように第三者の加害行為によって生じた場合で、その第三者から損害賠償を受けたときには、次の事項を記載した書面により速やかに実施機関へ届け出てください。

①加害者の氏名、住所及び職業

②損害賠償を受けた年月日

③損害賠償の額及びその内訳

5 受給権者等の状況に変動があった場合

次のような場合には、支給額の変更や支給を終了する必要がありますので、届出の内容及びその理由を記した文書(①の場合については、障害補償変更請求書)に、それぞれ下表に示す書類を添えて速やかに実施機関に届出を行ってください。

なお、届出の様式等不明な点は、担当の実施機関にご照会ください。

届出をしなければならない場合	添付すべき書類
①障害等級第１級～第７級の範囲内で障害の程度に変更があった場合	医師の診断書
②障害の程度が軽減し、障害等級第１級～第７級に該当しなくなった場合	医師の診断書
③治癒した後に再発し、療養を必要とするようになった場合	医師の診断書
④受給権者が死亡した場合	医師の死亡診断書
⑤奨学援護金の対象となる方が進学した場合	在学証明書等（義務教育を受けている間は必要ありません。）と受給権者と生計を同じくしていることを証明する書類（既に実施機関に提出している場合は必要ありません。）
⑥奨学援護金の対象となる方が、留年・停学・休学・退学した場合	
⑦就労保育援護金の対象となる方を保育所等に預けなくなった場合	
⑧介護補償を受けている方が、常時介護を要する状態、随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合	医師の診断書等

（注１）　①に該当することとなった場合には、年金の額が変更されます。

（注２）　②～④に該当することとなった場合には、障害補償年金と障害特別給付金を受けることができなくなります。

（注３）　⑤～⑦に該当することとなった場合には、奨学援護金又は就労保育援護金の額が変更されたり、支給が行われなくなることがあります。

（注４）　⑧に該当することとなった場合には、介護補償の支給が行われなくなります。

6 定期報告

障害の現状等については、毎年定期的に報告を行うこととされています。この報告の用紙は、報告期日の前に実施機関から送付されます。

なお、この報告が行われない場合には、**障害補償年金等の支払が差し止められることがありますので**、注意してください。

(1)　障害補償年金を受けている方は、**毎年１回、２月１日から２月末日までの間**に、障害の現状等について実施機関に報告してください。

なお、平成１５年４月１日より定期報告を行う際の医師の証明は必要なくなりました。

（記入例は巻末に添付しています。）

(2)　奨学援護金又は就労保育援護金を受けている方は、**毎年１回、４月１日から４月末日までの間**に、支給対象となる在学者又は保育児の現状等について実施機関に報告してください。

（記入例は巻末に添付しています。）

7 必要のなくなった年金証書の取扱い

実施機関から年金証書の再交付を受けた場合の古い年金証書や、死亡等により年金の受給権を喪失し、必要のなくなった年金証書については、令和４年４月１日以降、実施機関に返納する必要がなくなりましたので、廃棄してください。

Ⅴ 不服申立て

実施機関が行う公務災害又は通勤災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施等について不服のある方は、人事院に審査を申し立てることができます。

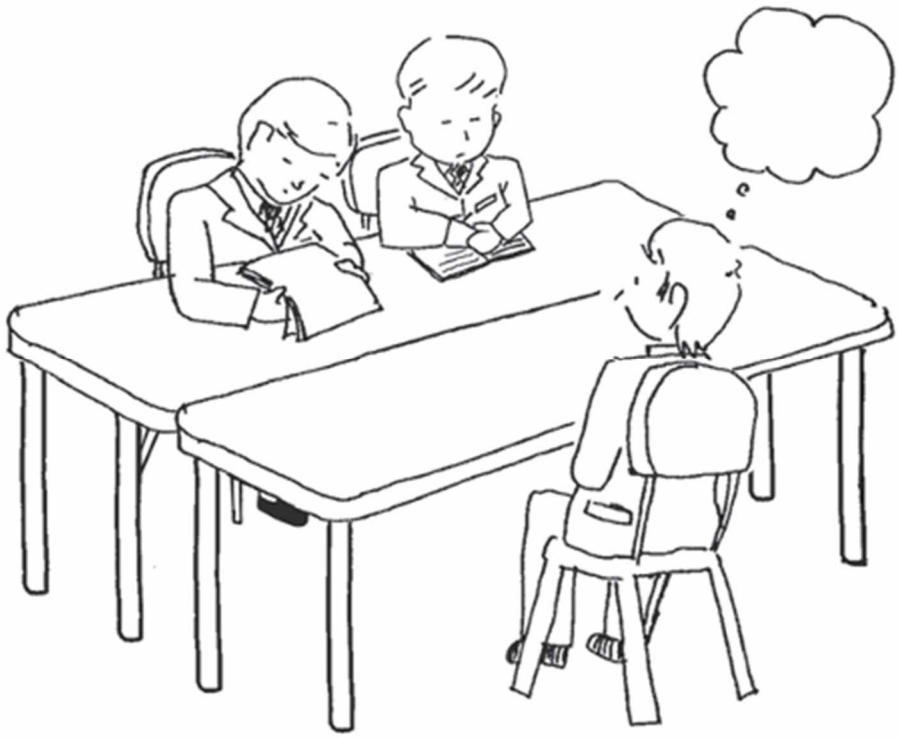

記 入 例

国家公務員災害補償

介 護 補 償 請 求 書

請求回数	第　1　回

（実施機関の長の官職氏名） ○ ○ ○ ○　大臣 ××××　殿 下記の介護補償を請求します。	請求年月日　令和　8　年　6月　9日 請求者の住所 三鷹市○○１－２－３ 氏　名　補　償　太　郎
1（所属部局） ××局　○○課	2（氏名） 補 償　太 郎　　昭和５３年５月５日生
3（官職）☑常　勤 ☐非常勤　（　　）	4〔負傷又は発病年月日〕　令和　7　年　9月　5日
5（受けている年金の種類） ☐傷病補償年金（傷病等級第　　級第　　号） ☑障害補償年金（障害等級第　1　級第　3　号）	6（年金証書の番号） 第　○　×　△　号

7（障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態） 証明書のとおり			8（介護を要する状態の区分） ☑ 常時介護を要する状態 ☐ 随時介護を要する状態	
9 請求内容	請求対象年月	介護に要する費用として支出した額	親族等から介護を受けた日の有無	請　求　月　額
	令和 8 年 5 月	１００,０００円	☑有　☐無	１００,０００円
	令和　年　月	円	☐有　☐無	円

10(介護を受けた場所)
☑ 自宅
☐ 病院・施設等（名称：　　）
入院（入所）期間　令和　年　月　日～令和　年　月　日

11	氏　名	請求者との続柄又は関係	請　求　者　が　介　護　を　受　け　た　期　間
親族等	補 償 花 子	妻	令和 8 年 5 月 14 日～令和 8 年 5 月 31 日
で介護			令和　年　月　日～令和　年　月　日
に従事			令和　年　月　日～令和　年　月　日
した者			令和　年　月　日～令和　年　月　日

12　介護補償請求金額	１００,０００円
13　添付する書類その他の資料名	医師の診断書、介護人の証明書、申立書

※受理	※決定	※支払	※決定金額
令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	円

注１　請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する☐にレ印を記入すること。

２　「７（障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態）」の欄については、第１回目の請求を行う場合及び第２回目以降の請求において介護を要する状態に変更があった場合にのみ記入することとし、記入事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは「証明書のとおり」と記入すること。

３　この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることの決定に必要な医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第２回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しを添付しなくてもよい。

奨 学 援 護 金 支 給 申 請 書

（実施機関の長の官職氏名）　　令和　8年　6月　9日申請
○ ○ ○ ○　大臣
× × × ×　殿

奨学援護金の支給を受けたいので申請します。

申請者の住所　三鷹市○○１－２－３

氏　　名　補 償 太 郎

被災職員との続柄　本 人

１被災職員に関する事項	（所属部局）　××局○○課	（負傷又は発病年月日） 令和　7　年　9月　5日
	（氏　名）　補 償 太 郎	（傷病等級該当、治癒又は死亡の年月日）
	（官職）　☑常　勤 □非常勤　（　）	令和　8　年　1月　10日
２（申請者の受けている補償の種類） □傷病補償年金 ☑障害補償年金　（障害等級　第　1　級） □遺族補償年金		３（年金証書の番号） 第　○×△　号

４　在学者等に関する事項

氏　名	補 償 月 子	補 償 太 陽	
生 年 月 日	H２４年　7月　7日生	H２７年　4月　１５日生	年　月　日生
住　所	三鷹市○○１－２－３	三鷹市○○１－２－３	
申請者との続柄	子	子	
学校等の名称	○○中学校	○○小学校	
学校等の所在地	三鷹市□□１－１	三鷹市△△１－１	
学　年	第　2　学年	第　5　学年	第　学年
卒業等予定年月	R10年　3月	R10年　3月	年　月
申 請 月 額	２６，０００円	１６，０００円	円
※実施機関の承認	□承認　□不承認	□承認　□不承認	□承認　□不承認

※受理 令和　年　月　日	※決定 令和　年　月　日	※決定金額 円	※通知 令和　年　月　日
			添付書類　4　枚

注　申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

就労保育援護金支給申請書

（実施機関の長の官職氏名）

○　○　○　○　大臣
×　×　×　×　　殿

令和　8年　6月　9日申請

就労保育援護金の支給を受けたいので申請します。

申請者の住所　三鷹市○○1－2－3

氏名　補償太郎

被災職員との続柄　本人

1被災職員に関する事項	（所属部局） ××局○○課	（負傷又は発病年月日） 令和　7　年　9月　5日
	（氏　名） 補償太郎	（傷病等級該当、治癒又は死亡の年月日） 令和　8　年　1月　10日
	（官　職）　☑常勤　□非常勤（　）	

2（申請者の受けている補償の種類） □傷病補償年金 ☑障害補償年金　（障害等級　第　1　級） □遺族補償年金	3（年金証書の番号） 第　○×△　号

4　就労している者に関する事項

就労している者の氏名	補償花子	生年月日	昭和59年　3月　3日生
就労している者の住所	三鷹市○○1－2－3	申請者との続柄	妻
就労している会社等の名称・所在地	○○　株式会社		

5　保育児に関する事項

氏名	補償星子		
生年月日	令和3年　4月　3日生（5歳）	年　月　日生（　歳）	年　月　日生（　歳）
住所	三鷹市○○1－2－3		
申請者との続柄	子		
保育所等の名称	○○ 幼稚園		
保育所等の所在地	三鷹市○○1－3－3		
申請月額	13,000円	円	円
※実施機関の承認	□承認　□不承認	□承認　□不承認	□承認　□不承認

※受理 令和　年　月　日	※決定 令和　年　月　日	※決定金額 円	※通知 令和　年　月　日
			添付書類　3　枚

注　申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

福　祉　事　業　申　請　書

<table>
<tr><td colspan="2">（実施機関の長の官職氏名）

○　○　○　○　大　臣

×　×　×　×　殿

下記の福祉事業を受けたいので申請します。</td><td colspan="2">申請年月日　令和　8年　6月　9日

（申請者の住所）　三鷹市○○１－２－３

（氏　名）　補　償　太　郎

（生　年　月　日）　昭和　５３年　５月　５日生</td></tr>
<tr><td colspan="2">1（所属部局）
××局○○課</td><td colspan="2">3　（傷　病　名）
第五頸椎脱臼骨折

4　（負傷又は発症年月日）　令和　7　年　9月　5日</td></tr>
<tr><td colspan="2">2（官職）
☑常　勤　（　　）
□非常勤</td><td colspan="2">5　（傷病等級該当又は治癒の年月日）　令和　8　年　1月　１０日

6　（補償の種類）
□傷病補償年金　（傷病等級　第　級第　号）
☑障 害 補 償　（障害等級　第　1　級第　3　号）</td></tr>
<tr><td>7　福　祉　事　業　の　種　類</td><td colspan="3">□外科後処置　□補装具（□支給　□再支給　□修理）
□リハビリテーション　□アフターケア　☑ホームヘルプサービス
（□旅行費）</td></tr>
<tr><td>8　内　容　及　び　理　由</td><td colspan="3">第五頸椎脱臼骨折により寝たきりの生活を送っているため、日常生活において、入浴、食事の介助のための介護人を依頼したい</td></tr>
<tr><td>9　希　望　す　る　期　間</td><td colspan="3">令和　8　年　7月　1日から
令和　8　年　１１月　３０日まで　週3回　１５３日間</td></tr>
<tr><td>10　希望する施設、事業者等の名称及びその所在地</td><td colspan="3">霞ヶ関紹介所　代表　東京京子
（三鷹市××２－２－２）</td></tr>
<tr><td>※
令和　年　月　日受理</td><td>※
令和　年　月　日　承　認　決定
不承認</td><td>※
令和　年　月　日通知</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">添付書類　１６　枚</td></tr>
</table>

注１　申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

２　「８内容及び理由」の欄には、当該福祉事業に要する金額を予定できる場合にその予定額も記入すること。

３　「９希望する期間」の欄には、リハビリテーション又はホームヘルプサービスを受けようとする場合に記入すること。

４　外科後処置、リハビリテーション又はアフターケアを申請する場合には、人事院規則 16-4（補償及び福祉事業の実施）第 21 条第 1 項の定めるところにより、必要な書類を添付すること。

（紹介所用）

ホームヘルプサービス費用支給申請書

１号紙

申請回数	第　１　回

（実施機関の長の官職氏名） ○　○　○　○　大　臣 ×　×　×　×　　殿 下記のホームヘルプサービス費用の支給を受けたいので申請します。	申請年月日　令和　８　年　３月　１０日 申請者の住所 三鷹市○○１－２－３ 氏　名　補　償　太　郎
（ホームヘルプサービス費用の受領委任） この申請書によるホームヘルプサービス費用の受領を	霞ヶ関紹介所 東　京　京　子　に委任します。 氏　名　補　償　太　郎
（委任に基づく支払請求） 上記委任に基づき、この申請書によるホームヘルプサービス費用の支払を請求します。 請求者の住所　三鷹市××２－２－２ 氏　　名　東　京　京　子	
１（所属部局） ×　×　局　○　○　課	２（官職）　☑常　勤 □非常勤（　　）
３（福祉事業の実施の承認年月日）　令和　８年　１月　１２日	
４（受けている補償の種類） □　傷病補償年金（第　　級） ☑　障害補償年金（第　１　級）	５（年金証書の番号） 第　○×△　号

６　申請に係る期間	令和　８　年　２　月分	
７　介護人の賃金等	内訳は「11介護人の賃金等の証明」欄記載のとおり	円
８　紹介手数料等	内訳は「12介護人の紹介手数料等の証明」欄記載のとおり	１１，２７９　円
９　介護事業者の費用	内訳は「13介護事業者の費用の証明」欄記載のとおり	円
10　ホームヘルプサービス費用支給申請額		１１，２７９　円

※受理	※決定	※支払	※決定金額
令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	円

注１　申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

２　「(ホームヘルプサービス費用の受領委任)」の欄には、介護等を行った介護人、介護人の紹介を行った職業紹介所又は介護等の供与を行った介護事業者にホームヘルプサービス費用の受領を委任しようとする場合にのみ記載し、その他の場合には記入しないこと。

３　２号紙、３号紙又は４号紙の記入に代えて同様事項を記載した介護人、職業紹介所又は介護事業者の証明書を添付してもよい。

※　この用紙は紹介所が記入します。

３号紙

※12 介護人の紹介手数料等の証明				（介護等を受けた者の氏名）　補　償　太　郎				
実　施　年　月　日		時　間　帯	介　護　等 の　種　類	紹　介 手数料	受　付 手数料	労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料	合　計	紹　介 介護人 氏　名
1	令和８年　２月　２日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	710円	38円	1,523円	日比谷公子
2	令和８年　２月　３日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
3	令和８年　２月　４日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
4	令和８年　２月　９日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
5	令和８年　２月　10日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
6	令和８年　２月　14日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
7	令和８年　２月　15日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
8	令和８年　２月　16日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
9	令和８年　２月　18日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
10	令和８年　２月　22日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
11	令和８年　２月　24日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
12	令和８年　２月　25日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
13	令和８年　２月　28日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	775円	円	38円	813円	〃
14	令和　年　月　日	時　分 ～ 時　分	□介護 □家事援助	円	円	円	円	
15	令和　年　月　日	時　分 ～ 時　分	□介護 □家事援助	円	円	円	円	
介護人の紹介手数料等の合計							１１，２７９円	

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。

令和　８年　　３月　　１０日

職業紹介所の
- 所在地　　三鷹市××２－２－２
- 名　　称　　霞ヶ関紹介所
- 代表者氏名　　東京京子

（介護人用）

ホームヘルプサービス費用支給申請書

１号紙

申請回数	第　１　回

（実施機関の長の官職氏名） ○　○　○　○　大　臣 ×　×　×　×　　殿 下記のホームヘルプサービス費用の支給を受けたいので申請します。	申請年月日　令和　８　年　３月　１０日 申請者の住所 三鷹市○○１－２－３ 氏　名　補　償　太　郎
（ホームヘルプサービス費用の受領委任） この申請書によるホームヘルプサービス費用の受領を　日　比　谷　公　子　に委任します。 氏　名　補　償　太　郎	
（委任に基づく支払請求） 上記委任に基づき、この申請書によるホームヘルプサービス費用の支払を請求します。 請求者の住所　三鷹市△△３－３－３ 氏　　名　日　比　谷　公　子	
１（所属部局） ×　×　局　○　○　課	２（官職）　☑常　勤 □非常勤　（　）
３（福祉事業の実施の承認年月日）　令和　８　年　１月　１２日	
４（受けている補償の種類） □　傷病補償年金（第　級） ☑　障害補償年金（第　１　級）	５（年金証書の番号） 第　○×△　号

６　申請に係る期間	令和　７　年　２　月分	
７　介護人の賃金等	内訳は「11介護人の賃金等の証明」欄記載のとおり	６８,３１５円
８　紹介手数料等	内訳は「12介護人の紹介手数料等の証明」欄記載のとおり	円
９　介護事業者の費用	内訳は「13介護事業者の費用の証明」欄記載のとおり	円
10　ホームヘルプサービス費用支給申請額		６８,３１５円

※受理	※決定	※支払	※決定金額
令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	円

注１　申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

２　「(ホームヘルプサービス費用の受領委任)」の欄には、介護等を行った介護人、介護人の紹介を行った職業紹介所又は介護等の供与を行った介護事業者にホームヘルプサービス費用の受領を委任しようとする場合にのみ記載し、その他の場合には記入しないこと。

３　２号紙、３号紙又は４号紙の記入に代えて同様事項を記載した介護人、職業紹介所又は介護事業者の証明書を添付してもよい。

※　この用紙は介護人が記入します。

２号紙

※11　介護人の賃金等の証明				（介護等を受けた者の氏名）　補　償　太　郎		
実　施　年　月　日		時　間　帯	介護等の種類	賃　金　額 （Ａ）	申請者負担額 （Ｂ）	賃金請求額 (A) ― (B)
1	令和８年 ２月 ２日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
2	令和８年 ２月 ３日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
3	令和８年 ２月 ４日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
4	令和８年 ２月 ９日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
5	令和８年 ２月 10日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
6	令和８年 ２月 14日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
7	令和８年 ２月 15日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
8	令和８年 ２月 16日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
9	令和８年 ２月 18日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
10	令和８年 ２月 22日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
11	令和８年 ２月 24日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
12	令和８年 ２月 25日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
13	令和８年 ２月 28日	8時00分 ～ 11時00分	☑介護 □家事援助	7,050円	2,115円	4,935円
14	令和　年　月　日	時　分 ～ 時　分	□介護 □家事援助	円	円	円
15	令和　年　月　日	時　分 ～ 時　分	□介護 □家事援助	円	円	円
賃金請求額の合計（　C　）						64,155円

交通費

年　月　日	経　路（交通機関）	金　額	年　月　日	経　路（交通機関）	金　額
令８．２．２	○×駅 ⇔△△駅（××地下鉄）	320円	令８．２．18	○×駅 ⇔△△駅（××地下鉄）	320円
3	〃	320円	22	〃	320円
4	〃	320円	24	〃	320円
9	〃	320円	25	〃	320円
10	〃	320円	28	〃	320円
14	〃	320円			円
15	〃	320円			円
16	〃	320円		合　計 (D)	4,160円

介護人の賃金等の合計額 (C) ＋ (D)　68,315円

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。

令和　８年　３　月１０日

介護人の　住　所　三鷹市△△３-３-３

氏　名　日比谷　公　子

国家公務員災害補償

~~療養~~ / 障害 の現状報告書

（記入注意）
1　療養、障害についてはいずれかを〇で囲むこと。
2　５の欄の記入に当たっては、最近1年間について記入すること。
3　報告書は９の医師の証明欄には記入しないこと。
4　障害の現状を報告する場合には医師の証明を要しない。

（実施機関の長の官職氏名）　　令和　9　年　　2月１０日

〇〇〇〇　大臣

××××　　殿

下記のとおり ~~療養~~ / 障害 の現状を報告します。

報告者の住所　三鷹市〇〇１－２－３

氏　　名　補　償　太　郎

1　負傷又は発病の年月日	2　療養開始の年月日	3　障害補償年金支給開始年月及び年金証書番号
令　和　7　年　9月　　5日	令　和　7　年　9月　　5日	令和　8　年　2月　第〇×△号

4　傷病名又は障害等級	第１級

5　傷病の経過又は障害の状況
第五頸椎脱臼骨折、四肢マヒ

6　日常生活の概況
食事、用便、入浴は自力では行うことができず、寝たきりの生活を送っています。
記憶、言語、精神障害等はありません。

7	年金の種類（障害等級第　　級）	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等
公的年金の受給関係					

8　添付する書類その他の資料名	

奨学援護金
就労保育援護金 の支給に係る現状報告書

（実施機関の長の官職氏名）　　令和　8年　4月 12日

○○○○大臣　××　××　殿

下記のとおり（奨学援護金／就労保育援護金）の支給に係る現状を報告します。

報告者の住所　三鷹市○○１－２－３

氏名　補償　太郎

被災職員との続柄　本人

1　報告者の受けている補償の種類	2　年金証書の番号
□　傷病補償年金 ☑　障害補償年金　（障害等級　第　1　級） □　遺族補償年金	第　○×△　号

3　（在学者等／保育児）に関する事項　（＊欄は、奨学援護金に係る在学者等について　※欄は、就労保育援護金に係る保育児について　記入すること。）

氏名		補償　月子	補償　太陽	補償　星子
生年月日		平成 24年　7月　7日生（13歳）	平成 27年　4月　15日生（10歳）	令和 3年　4月　3日生（5歳）
住所		三鷹市○○１－２－３	三鷹市○○１－２－３	三鷹市△△１－２－３
報告者との続柄		子	子	子
学校等、保育所等の名称		○○中学校	○○小学校	○○幼稚園
学校等、保育所等の所在地		三鷹市□□１－１	三鷹市△△１－１	三鷹市○○１－３－３
＊奨学援護金に係る在学者等	入学等年月	令和　7　年　4　月	令和　4　年　4　月	年　月
	学年	第　2　学年	第　5　学年	第　学年
	卒業等予定年月	令和　10　年　3　月	令和　10　年　3　月	令和　年　月
※　就労保育援護金に係る保育児	小学校入学予定年月	令和　年　月	令和　年　月	令和　10　年　4　月
	就労している者との生計同一関係の有無	□有　□無	□有　□無	☑有　□無
報告者との生計同一関係の有無		☑有　□無	☑有　□無	☑有　□無
支給開始年月		令和　8　年　2　月	令和　8　年　2　月	令和　8　年　2　月
支給事由消滅年月		令和　年　月	令和　年　月	令和　年　月
支給事由が消滅した理由		□卒業、卒園等　□退学、退園等 □不就労 □その他　内容	□卒業、卒園等　□退学、退園等 □不就労 □その他　内容	□卒業、卒園等　□退学、退園等 □不就労 □その他　内容

4　就労している者に関する事項（就労保育援護金の支給に係る報告の場合に記入すること。）

就労している者の氏名	補償　花子	生年月日	昭和 ５９年　3月　3日生
就労している者の住所	三鷹市○○１－２－３	報告者との続柄	妻
就労している会社等の名称・所在地	○○株式会社		

5　特記事項

6　添付する書類　　生計同一関係証明書、補償花子の就労証明書及び補償星子の在園証明書

注１　該当する□にレ印を記入すること。

２　「５　特記事項」の欄には、在学者等、保育児又は就労している者に関し、最近１年間において、停学、休学、留年、転職等特記すべき事項がある場合に記入すること。

MEMO

MEMO
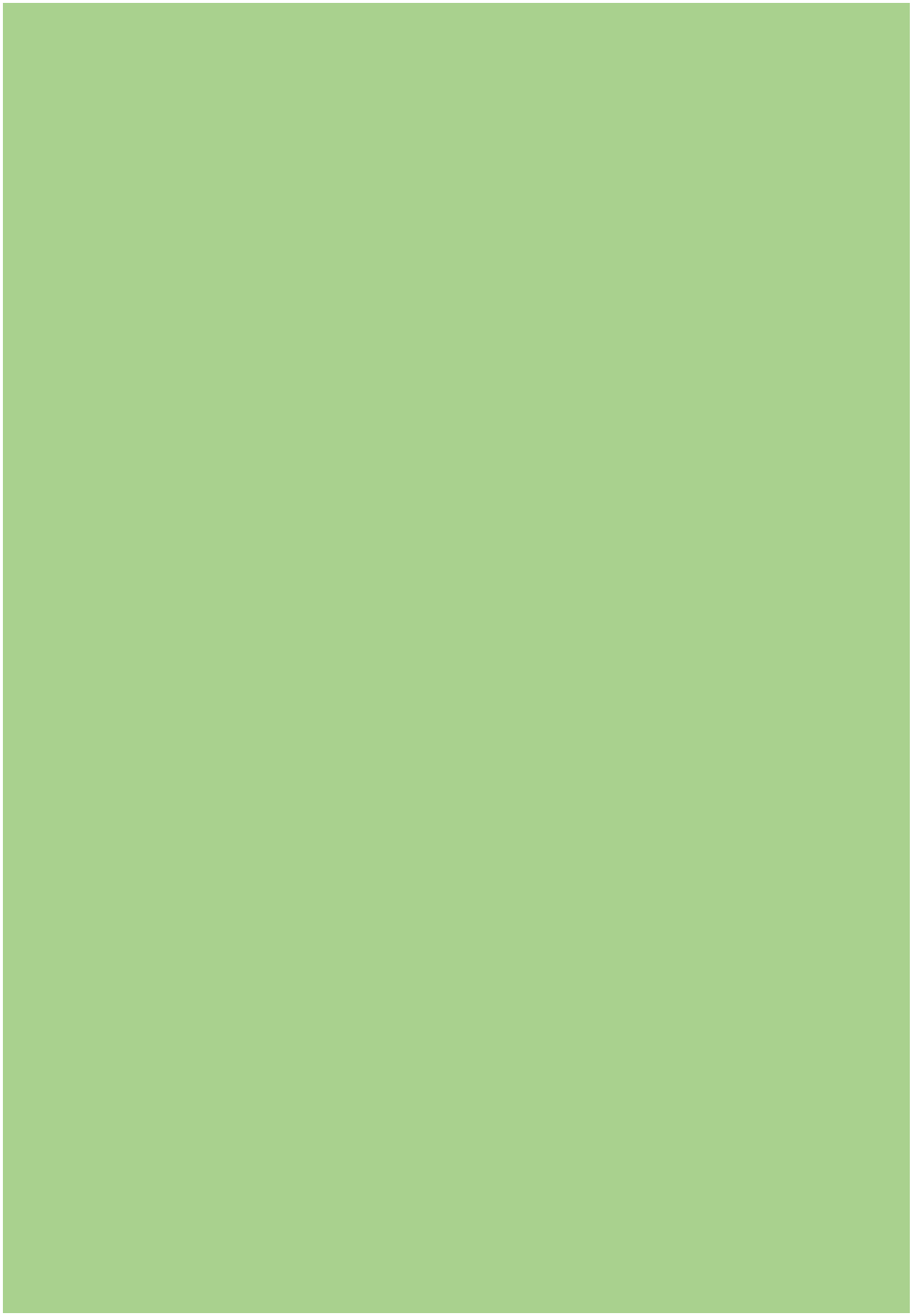
このしおりについて疑問や不明な点がありましたら、実施機関の担当部署又は人事院職員福祉局補償課（電話番号：03-3581-5311）にお問い合わせください。